

# 令和7年度第1回幕別町障害者福祉計画策定委員会

- 1 日 時 令和7年8月27日（水） 18：32～19：31
- 2 場 所 幕別町役場 会議室2A・B
- 3 出席者 出席委員：高橋委員長、景山委員、小尾委員、佐藤（恵）委員、佐藤（文）委員、  
宮澤委員、赤石委員、宇佐美委員、堀委員、嶽山委員、永橋委員  
欠席委員：佐藤（晋）委員  
事務局：亀田部長、広田課長、北原課長、樺木係長、鈴木
- 4 議事録 次のとおり

~~~~~

## 1 開 会

- 広田課長 本日は、ご多用のところご出席を頂き、誠にありがとうございます。  
本日、佐藤晋委員より欠席する旨の連絡がありましたので、ここでご報告いたします。  
それでは、ただいまから令和7年度幕別町障害者福祉計画策定委員会を開会いたします。  
それでは、議事に移らせていただきます。次第の2協議・報告事項であります  
が、委員長に会議の進行をお願いいたします。

## 2 協議・報告事項

- 高橋委員長 「まくべつ障がい福祉プラン 2021」が策定されてから1年が経過したため、  
進捗状況について、事務局から説明をお願いします。
- 樺木係長 それでは、『まくべつ障がい者福祉プラン 2021（改訂版）』の進捗状況について  
資料1、資料2、黄色の冊子の「まくべつ障がい者福祉プラン 2021（改訂版）」  
を用いてご報告申し上げます。  
改訂版では、今、計画名を訂正いただきました2つの計画の策定をしています。  
本日は、その2つの計画の1年目、その上の「幕別町障がい者福祉計画」の4年  
目となる令和6年度の進捗状況のご報告であります。  
まず、最初に本計画の構成を説明いたします。黄色の冊子「まくべつ障がい者  
福祉プラン 2021（改訂版）」の表紙をご覧ください。  
幕別町においては、一つ目の「幕別町障がい者福祉計画」、二つ目「第7期幕別  
町障がい福祉計画」、三つ目の「第3期幕別町障がい児福祉計画」の3つの計画  
を一体的に作成して「まくべつ障がい者福祉プラン 2021」としています。  
3ページをご覧ください。この計画の位置づけになります。  
「まくべつ障がい者福祉プラン 2021」は障害者基本法に基づく本町の障がい福

祉施策の基本的な計画であります「幕別町障がい福祉計画」と、障がい福祉サービス等の具体的な利用人数や必要量などの数値目標などを定めている障害者総合支援法に基づく「第7期幕別町障がい福祉計画」と児童福祉法に基づき、障害児通所支援等の提供体制の確保や円滑な実施にかかる具体的な利用人数や必要量などの数値目標などを定めている「第3期幕別町障がい児福祉計画」を一体のものとして構成している3つの計画の総称となります。

資料1は、「幕別町障がい者福祉計画」の部分にあたる、町の障がい者のため施策の基本的な計画についての進捗状況の報告となります。

資料2は「第7期幕別町障がい福祉計画」と「第3期幕別町障がい児福祉計画」に盛り込まれている各障害福祉サービス等の利用実績やサービス提供体制の確保その他の現状についての報告になります。

それでは、資料1と黄色い冊子の「まくべつ障がい者福祉プラン2021」の21ページをご覧ください。

資料1の表紙をめくっていただき、裏側にあります1ページをご覧ください。まず、表の見方でございますが、一番上段には「1 障がいへの理解と権利擁護」と表記をしております。こちらは、黄色の冊子の施策目標①にあたる部分なります。その下、「(1) 障がいへの理解、差別解消の促進」と記載されているのが、6つの施策目標を具体化した施策の内容にあたる部分で黄色の冊子の22ページ矢印右側の「施策の内容」にあたります。資料1の表にある事業名が、上の「施策の内容」から派生する、それぞれの各事業の名称になります。

真ん中より少し右にあります、「進捗状況」ですが、計画の期間である令和3年度から令和8年度における達成状況を示しており、△が検討、●が継続、○が実施、◎が事業内容の拡大を表しています。表の一番右側にはそれぞれの事業ごとの取組内容を記載しております。

これから資料1につきまして説明をしますが、進捗状況に変化があった事業を中心に説明させていただきたいと思います。

それでは、資料1の1ページ目「障がいへの理解と権利擁護」についてからであります。説明は、一番左側の番号の順に説明いたします。

(1) 障害への理解、差別解消の推進 1番から3番

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止 4番、5番の進捗状況は「継続」です。

1番の「自立支援協議会定例会の開催」は、進捗状況は「継続」です。本定例会は原則毎月第4火曜日の18時から様々なテーマで障害者理解等を図るべく実施しております。令和6年度は、予定通り8回開催しており、発達後援会、不登校の保護者の体験談、大人の発達障がいに関する講演、権利擁護などをテーマに開催し、障がいの理解、保護者の体験、当事者の生きづらさを知る機会となり、障

がいの理解促進場となりました。

(3) 生涯学習、スポーツ文化振興の推進 6 番「障がい者スポーツ・文化の振興」です。進捗状況としては検討のままとなっています。新型コロナの流行で実施できず、そのまま取り組むことができおりません。今年度は取り組みを検討しております。

続きまして、資料 1 の 2 ページ「2 自立した生活支援の充実」です。(1) 障害福祉サービスの充実の左番号 7 番から 10 番の進捗状況は「継続」です。

7 番居住系サービスとしては、グループホームが 1 棟増え、8 番訪問系サービスは、居宅サービス事業所が 1 事業者増え、サービスの充実につながっています。

(2) 経済的自立への支援の 11 番 12 番の進捗状況は「継続」です。

(3) 情報提供の充実 13 番は令和 6 年度「◎」としています。右側の取組内容にも記載していますが、ホームページのリニューアルにより、「読み上げ」「ふりがな」「やさしい日本語」への変換や文字の大きさ、配色の変更ができる機能が追加され、視覚障がいや知的障がいをもつ人や、高齢者の方も利用しやすいホームページとしました。14 番は「継続」です。

資料 1 の 3 ページに移りまして、「3 障がい児支援体制の充実」です。(1) 障がい児支援の充実 15 番「町発達支援センターの機能充実」では、取組内容欄の真ん中より少し下になりますが、「令和 6 年度からは作業療法士を新たに配置したことで、これまで委託による派遣であった、運動面の相談・評価について、常時受けられる体制となった。更に、忠類においても療育を開始したことから、それまで大樹町に通っていた児童も忠類分室で支援を受けることができるようになっているので「拡大」としています。

16 番 17 番、(2) 発達支援システムの確立 18 から 20 番は「継続」です。

資料 1 の 4 ページをお開きください。「4 就労支援の充実 (1) 雇用就業の推進」21. 22 番は「継続」です。

(2) 個々に応じた就労コーディネートの確立 23 番「関係機関との連携」ですが、就労支援コーディネーターが相談を受け、関係機関と連携を図りながら、必要に応じた支援を行いました。企業訪問も実施しましたが、新たな受け皿となる企業を増やすことはできなかったので「検討」としています。24 番は継続。

25 番「自立支援協議会就労支援部会の開催」部会の開催は活動も含め実施し、昨年作成したパンフレット配布しているが、就労支援部会の部会員がそれぞれどのような役割を果たしていくべきか協議の中途であるので「検討」としています。

「5 安全・安心な生活の確保」(1) 暮らしやすい環境の整備です。26 番から 33 番まで「進捗状況」は変わらず「継続」であります。26 番「安全・安心なまちづくりの推進」では、町の施設の改築・改修時にバリアフリーを取り入れてい

るほか、歩道の修繕時にも縁石の段差をなくすよう修繕等に合わせた段差解消等を継続して取り組んでいます。

資料1の5ページの(2)防災、安全対策の充実 28番29番は「継続」です。  
28番 避難行動要支援者の支援体制の整備の個別避難計画ですが、令和6年度は、計画の必要性の高い方から作成を行い、53件作成しました。今後も関係課の協力のもと作成を進めています。

6 保健・医療の充実 (1) 保健・医療サービスの充実 30番から33番も「継続」であります。

6つの施策目標について、進捗状況が変わった事業を中心に説明とさせていただきました。資料1の説明は以上となります。

続きまして、資料2をご覧ください。『まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版)』の現状と利用実績についてになります。1~2ページは各障がい者手帳の所持者数の集計となっております。身体障がい者手帳は、障害種別毎に見ると肢体力不自由次に内部障害の所持割合が多くなっている。2ページは療育手帳と保健福祉手帳の所持者数の一覧になります。療育手帳は年々増加傾向にあります。③精神障がい者の医療機関での受領者数と精神障害者保健福祉手帳保持者数の障害等級については、北海道が取りまとめており、令和7年3月31日時点のものは集計がまだできていないため令和6年が最新のデータとなっています。保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向となっています。

黄色の冊子の36ページをご覧ください。「障がい福祉計画に基づく障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策」として、令和8年度を目標年度とする成果目標を設定しています。中段をご覧ください。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 【国の基本指針の主旨】としては、令和8年度末時点において、令和4年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活に移行。令和8年度末時点の入所者数を令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減することを基本とするとしております。下段の表になりますが、本町の第7期計画でも、実績と実情を踏まえて、施設入所者数を5.7%減少、地域生活移行を7.5%減少することを目指し、令和4年度入所者実績53人をもとに、令和8年度末の入所者数の《目標値》を50人、地域生活移行者数の《目標値》を4人しております。

資料2に移りまして、3ページ「2 第7期障がい者福祉計画の進捗に係る評価」をご覧ください。ここの目標値は第7期の目標値であり、令和8年度末までの目標値となります。

①は入院や、死亡等により退所された方がいるため、令和6年度末実績値は47人となっております。2段目、3段目は実績0人となっております。

黄色の冊子の 37 ページをご覧ください。(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についてです。国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進のため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備することとしており、38 ページになりますが、幕別町の第 7 期計画において、協議の場の設置をしているので、開催回数、参加人数などを目標に掲げ、また、精神障がいの方のサービス利用人数等について、下の表のとおり目標を掲げております。資料 2 の 3 ページの②をご覧ください。令和 6 年度末の実績としては、該当案件が無いため、開催回数、参加者数などは 0 あります。

精神障がいの方のサービス利用人数等については資料 2 の 4 ページ③の表のとおり、目標値に対し、令和 6 年度末の実績値は地域移行支援者数 0 人、地域定着支援利用者数 2 人、共同生活援助利用者数 35 人、自立生活援助利用者数 0 人、自立訓練（生活訓練）今回新規項目ですが 0 人となっております。

黄色の冊子の 39 ページをご覧ください。(3) 地域生活支援の充実についてです。国の基本指針では、障がいのある人の地域生活への移行の支援及び地域生活を充実させるため、地域生活支援拠点の機能の充実のため障害福祉サービス事業所の担当者の配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を行い、年 1 回以上運用状況を検証及び検討するとしています。

資料 2 の 4 ページ④をご覧ください。幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町の東部十勝 4 町で共同設置し、機能充実に向けた検証を年 1 回行っています。強度行動障害がある人の支援ニーズの把握という項目が新規項目でありますが、令和 6 年度はアンケートの実施は未実施であります。

黄色の冊子の 40 ページをご覧ください。(4) 福祉施設から一般就労への移行についてです。①福祉施設から一般就労への移行者数ですが、国の基本指針では、令和 8 年度において、障がいのある人の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数が、令和 3 年度の移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とするとされています。②就労定着支援事業所の利用者数と就労移行率についてです。国の基本指針では、就労移行をした人が、そこで定着して就労を続けていくことが重要であるため、令和 8 年度末における就労定着支援事業の利用者数が就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用者数が実績の 1.41 倍以上、事業所ごとの就労定着率について、就労定着支援事業所のうち就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分とすることを基本とする。として表のとおり目標設定しております。

資料 2 の 4 ページ⑤福祉施設利用者の一般就労への移行状況をご覧ください。一般就労移行者数は目標値 6 人に対し、令和 6 年度の実績値は 3 人、表の 5 段目

一般就労した者のうち就労定着支援を利用している人数は目標値3人ですが、利用している方は0人となっております。

黄色の冊子の41ページをご覧ください。(5)発達障がい者支援体制の構築についてです。国の基本指針では、早期発見、早期支援には家族への支援も重要であり、保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識等を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保することとして、黄色の冊子の42ページの表のとおり目標値を設定しております。資料2の5ページ⑥をご覧ください。ペアレントトレーニングの受講者数の目標値を20人と設定しておりますが、令和6年度は発達支援センターにて計8人に対してペアレントトレーニングを実施しました。

黄色の冊子の42ページをご覧ください。(6)相談支援体制の充実・強化についてです。国の基本指針では令和8年度末までに、総合的相談支援の実施や関係機関の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置と地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とするとしております。資料2の5ページ⑦をご覧ください。表の各項目の目標に対し、幕別町では基幹相談支援センターの設置、自立支援協議会相談支援部会の開催等により、相談支援体制の充実・強化を図っております。実績については記載のとおりとなっております。新規追加項目の「個別事例の支援内容の検証の実施」実績値2回「基幹相談支援センターに配置する主任相談支援専門員の人数」1人で令和6年度は目標値に達しているところであります。

黄色の冊子の43ページ中段をご覧ください。(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築についてですが、国の基本指針では市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容の理解に努め、障害福祉サービス等の利用状況の把握をし、真に必要なサービス等の提供がなされているか検証を行っていくこと、都道府県が実施する研修への積極的な参加をしていくとされており、目標を設定しています。その実績については資料2の5ページ⑧に記載しておりますとおりです。

黄色の冊子の43ページをご覧ください。このページ以降は障がい福祉サービス・相談支援等の見込み量が記載されております。令和3年度、令和4年度の実績と令和5年度の見込値をもとに第7期計画の各サービスの3年間の必要量を見込み、記載しております。

資料2の6ページ⑨以降が該当箇所となっております。

記載の4年、5年度は第6期の計画と実績で、令和6年度は7期計画となり「計画値」は前3年間の実績を勘案し、見直しをしています。⑨訪問系サービスですが、居宅介護や重度訪問介護、行動援護といったサービスがあり、ヘルパーが入

浴や排泄、食事の介護や家事援助、外出時の移動介護等の支援を行うものとなっております。令和6年度の計画値600時間に対し、1,135時間の実績であります。資料2の6ページ⑩日中活動系サービスですが、事業所に通って入浴、排泄、食事の介護、創作的活動を行う生活介護や資料2の7ページになりますが一般就労に向け必要な知識や能力を向上させる訓練を行う就労移行支援、現状一般就労が困難な方に対し、働く場を提供する就労継続支援A型・B型などのサービスがあります。

資料2の8ページをご覧ください。⑪居住系サービスの利用状況ですが、2つ目の共同生活援助はいわゆるグループホームと呼ばれているものです。その下の施設入所支援とは、障害者支援施設になりますが、本町の実績としては施設入所者数が微減、共同生活援助は微増しております。これまで在宅での生活が困難となった方は施設入所を希望してもなかなか空きが無いことがありましたが、最近は施設入所者の高齢化により、亡くなる方が出てきて、入所者の減となっています。また、近年ではグループホームが多く運営されるようになり、在宅での生活が困難な方はグループホームを利用し、支援を受けたいという希望が増えているため、利用人数が増加していると思われます。

資料2の9ページをご覧ください。中段の⑬地域生活支援事業の状況の相談支援事業所の設置箇所数についてです。町内では7箇所指定しておりますが、1事業所1人の相談支援専門員の配置となっていることや他の業務と兼務している事業所が多いことから、サービスを利用している全ての方に相談員をつけるということは現状困難な状況となっております。しかし、利用希望があった際は、なるべく相談員をつけることができるよう、町から各事業所へ依頼しております。成年後見制度利用支援事業の利用人数については、昨年度の本委員会において、令和4年度実績値を1人として報告しておりましたが、町長申し立て1人、成年後見制度の利用者1人の合わせて2人の実績があつたため、令和4年度実績値を2人と変更して記載しております。令和5年度は成年後見制度の利用者1人で町長申し立ての利用者はいませんでした。

資料2の11ページをご覧ください。移動支援事業の利用人数・利用時間数についてです。こちらのサービスについては、計画値と実績値が大きく乖離しておりますが、新型コロナウイルスの影響で外出自粛したことに伴い、利用量が大きく減少したものと考えており、5類に移行した後も、利用が回復しないため、利用量は減少したままで、第7期の令和6年度からの計画値は見直しをしているところです。

中段をご覧ください。訪問入浴サービス事業については、令和5年度、利用者が施設入所等で減少したことに伴い利用量も減少していますので、第7期の令和6

年度からの計画値は実績に合わせて見直しをしているところです。

12 ページをご覧ください。黄色の冊子では 55 ページ以降が該当箇所となります  
が、障がい児福祉計画に基づく障害福祉サービスの計画値と実績値を記載してお  
ります。資料 2 12 ページ①障害児通所・相談支援の利用状況になりますが、令  
和 5 年度から発達支援センターの事業化に伴い、児童発達支援、放課後等デイサ  
ービスの実績値は増加しており、特に児童発達支援は、新しい事業所が町内にも  
う 1 つ増えたことにより、実績値が大きく増えています。また、令和 6 年度から  
は、発達支援センターによる保育所等訪問支援が本格稼働し始めたことにより、  
実績値 2 日となっています。『まくべつ障がい者福祉プラン 2021』の令和 6 年度  
の進捗状況についての報告を終わります。

以上で『まくべつ障がい者福祉プラン 2021』の令和 6 年度の進捗状況につい  
ての報告を終わります。

○高橋委員長 説明が終わりましたので皆さんから、ご質問等はございませんか。

○永橋委員 はい。

○高橋委員長 永橋委員。

○永橋委員 色々と計画は立てているけども、この計画に見合う十分なスタッフの数が障害  
福祉サービスに携わる施設などにいるか確認はしているのだろうか。人はいない  
のに計画だけいっぱい立てているということはないか。

役場にしても職員を採用するのは会計年度職員で、来年のことがわらかない人  
に相談業務ができる訳がない。ただ、現実として国などでも相談業務をする人に  
会計年度を雇っている。幕別町の人的スタッフはどのぐらいか。

○広田課長 幕別町役場の障がい福祉係は、正職員が 2 人。社会福祉係の兼務を含め 2.5 人で  
す。相談業務にあたる職員は 2.5 人と、基幹相談支援センターの業務委託をして  
おり社会福祉士などの資格を保有する人が相談にあたる。

○永橋委員 もう一つ聞きたいのは、計画内には幕別町独自の施策はあるか。国が示したも  
ののみか。また、国が示した施策以外でこの会で決定できる事業があるか。

○広田課長 正職員の人が限られているため劇的な施策はないのですが、発達支援センター  
が令和 5 年度から開設した。令和 6 年度には忠類地域にも開設され発達支援を行  
っている。地域生活支援事業の必須事業に加え、幕別町は任意事業として訪問入  
浴サービスと日中一時支援に取り組んでいます。

○永橋委員 第 5 章の基本理念についての、社会参加について、地域社会に貢献という言葉  
は問題ない。

○広田課長 この計画は令和 5 年度に策定したものであり、本日の会議は計画の項目につい  
て審議するものではなく令和 6 年度の進捗状況を皆さんに確認いただくもので  
す。ですので、文言の是非を問う場ではないため、この貢献という言葉が計画に

馴染まないということであれば次期の策定委員会の際に審議していただきたい。

○永橋委員

広辞苑にも書いてあるが貢献とは、上位の団体に対して下の者が貢ぐということ。この読み方からすれば障がい者は町の役に立ちなさいということになる。これは社会福祉士の立場からするとあんまりだなと思う。

○広田課長

障がいの方を地域の歯車として考えるのではなく、いらっしゃることでインフラのハードルを下げることが目的として考えている。

○永橋委員

難しい説明はいらぬ、ややこしい表現は使うべきではない。

○広田課長

次期策定委員会で審議願う。

○永橋委員

障がいで寝たきりの人はこういう表現を使われると傷つく。配慮すべきと思う。

○宇佐美委員

資料1の(3)生涯学習、スポーツ文化振興の推進 1 障がい者スポーツ・文化の振興について、新型コロナ以降ずっと検討になっている。現状実施されていないという理解でいいのか。障がいがある人とない人で交流できる機会や障がいがある人の作品を展示することには意味があると思うので検討してみてはどうかなと考えます。

○樺木係長

これまでコロナがあり、令和5・6年度はできずにいたが令和7年度については何かできればと考えています。実施まで進むかわからないが実施の方向で考えています。

○永橋委員

意思疎通できる人（手話通訳）を職員にはいないのか。

○樺木係長

職員にはいない。

手話できる人がいないのは、行政としてまずいのではないか。

○永橋委員

職員にはいないため、現在は手話通訳の派遣をろうあ連盟に依頼して対応しています。現在利用しているのは3人町内にいらっしゃいます。

○赤石委員

先ほど永橋委員がおっしゃっていた基本理念の貢献という言葉について、策定委員会で審議して修正ができるものなんですか。

○広田課長

こちらの計画は既に出来上がっているものですので、今変えることができる場面ではないです。現在の計画は令和8年度までのものなので、次期計画を策定する際に検討したいと思います。

○赤石委員

貢献という言葉がダイレクトな言葉遣いかなと先ほどの永橋委員のご指摘を聞いておりました。社会参加という言葉は前段で使わっていましたから、更に一步進んでということになるんだけども、生きがいという言葉から連想すると障がいの方の自己肯定感を大事にしたいという意味での貢献ということに思える。何か役に立つことで自分こんなことができる、人の役に立てているという自己肯定感を持って暮らすという意味で理解した。もし、計画が改定されがあればここは変えた方がいいかもしれません。

○高橋委員長

参考意見としていただく。はい。他にご質問ある方はいらっしゃいませんか。

協議報告事項については以上となります。

次に3のその他に、移らせてもらいます。事務局から何か、ございますか。

○樋木係長 今年度の策定委員会は、今回限りとなります。来年度につきましては、令和9年度からの計画を策定するために策定委員会を3～4回開催を予定しています。皆さんにご審議していただくこととなりますので、よろしくお願いします。

○高橋委員長 それでは以上をもちまして、本日の審議は終了させていただきます。ありがとうございます。

了 (19 : 31)